



別記第三十一号の四様式(第七条、第二十条、第二十四条、第四十条、第五十六条の三関係)  
日本国政府法務省

指 定 書

DESIGNATION

氏名  
Name

SALAZAR ROGIE ABILAY

国籍・地域  
Nationality/Region

フィリピン

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の  
特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号  
に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関  
及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称: 有限会社ケイエス

所在地: 東京都江戸川区松本2-19-6

・特定産業分野 建設



日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE JAPANESE GOVERNMENT